

for NIIGATA プロジェクト募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、民間事業者のアイデアや技術、ノウハウを活用した事業提案の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 提案事業は、地域の持つポテンシャルに着目した民間投資とし、新潟市がこれに連携し、区や市の活力向上につながる、共に創り上げるものとする。

2 提案事業は、次の各号のいずれかに該当する取り組みとする。

- (1) 新たな価値が創造される取り組み
- (2) 社会・地域課題の解決に向けた取り組み
- (3) 地域経済の活性化を図る取り組み

(提案者)

第3条 提案者は、提案内容を自らが実施できる民間事業者（民間企業・団体・大学・専門学校等）とする。

(提案方法)

第4条 提案者は、提案内容を網羅した資料を提出し提案を行う。

(提案後の流れ)

第5条 市は、提案をもとに、他事業者等との連携や市関連事業の構築など、プロジェクトの検討にあたる。

2 市は、必要に応じ、副市長をトップとした検討・推進体制を設置し、パートナーシップのもと、市を挙げてプロジェクトを推進する。

(事業連携協定の締結)

第6条 市及び提案者は、必要に応じて連携内容や期間など必要な事項を明記した協定書を作成し、両者押印の上で事業連携協定を締結する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

提案にあたっての留意事項

- 1 提案者（提案に関係する者を含む）及び提案内容が次に該当する場合は、提案を受け付けないこととします。
 - ア 法令や公序良俗に反する場合
 - イ 市の条例や規定などに反する場合
 - ウ 政治や宗教、反社会的勢力に関連性がある場合
 - エ 公共性に問題があるなど、事業の連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合
- 2 提案のあった事業の連携に係る関係部・区との調整に関しては、時間を要する場合があります。
- 3 提案内容や調整結果によっては、事業の連携ができない場合があります。
- 4 連携の成立、不成立にかかわらず、提案に係る経費（人件費、交通費、調整費、資料作成費など）や生じた損害などに対して、市は負担を負いません。
- 5 提出書類は、原則として市に対する情報公開の対象文書となります。

提出先・問い合わせ

新潟市政策企画部「公民パートナーシップデスク」

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1（市役所本館 4F）

電話 025-226-2154（直通） FAX 025-224-3850

Email seisakukikaku@city.niigata.lg.jp